

長期避難者向け生活拠点の整備の拡充についての提言

平成 25 年 11 月 17 日

長期避難者の生活拠点に関する懇談会

〔大月敏雄、佐藤滋、鈴木浩、高田光雄
坂茂、間野博、三井所清典、森崎輝行〕

（事務局：（公社）日本建築士会連合会）

協力：（社）福島県建築士会

原発事故に伴う長期避難者の生活拠点の中核として、福島県復興公営住宅の建設が進められていますが、帰還が長期化する現状に鑑み、故郷を離れた地域での自立再建住宅の建築を選択せざるを得ない者に対する施策の充実も必要です。

また、故郷以外の地域で暮らすことになる長期避難者にとりまして、当該地域は、普通で生活を送れる町としての機能が備わり、さらに今までのような地縁性の高い町であることが望まれます。

本懇談会では、現地調査による関係者との意見交換などを踏まえ、長期避難者の生活拠点の整備拡充の観点から、必要とされる以下の施策をとりまとめました。関係機関において、早急にご検討頂き、その実現方よろしくお願い申し上げます。

1 復興公営住宅の隣接・近傍に自立再建住宅用地を整備すること

長期避難者には、帰還が長期化する現状に鑑み、故郷以外での自立再建住宅を希望する者が少なくない。しかし、政府や関係自治体の施策は、復興公営住宅の整備に留まっている。自立再建住宅の建設のための公的支援を強化すべきである。

同住宅を希望する者にとって、喫緊の課題は住宅用地の確保である。故郷コミュニティ維持が可能となる復興公営住宅の隣接・近傍の住宅用地に対する要望が強い。

帰還困難区域を抱える避難元自治体は、故郷への帰還を目指すものの、避難先での長期避難者の早期の生活再建にも現実的な対応を必要としているが、避難先での行政執行力には自ずと限界があり、広域行政を担う県や国に対する期待が大きい。

そこで、自立再建住宅用地の早期整備のため、国においては、長期に亘って居住が制限される地域に対しては、避難先において地域コミュニティに配慮した宅地供給が可能となる事業制度を確立し、県等が早期に整備に着手することができるよう環境を整備すること。

2 復興公営住宅について、木造住宅や診療所等の整備を促進すること。

長期避難者の事故前までの居住形態に配慮し、できるだけ木造復興公営住宅若しくは準接地型の低層共同住宅の建設を促進すること。

また、復興公営住宅の入居希望者には高齢者が多いことに鑑み、同住宅に付随する診療所

やデイケア施設などの施設建設用地も補助対象とすること。

更に、復興公営住宅の建設に当たっては、店舗や小規模事業所が営めるような非居住施設の同時提供も、居住者のニーズを詳細に調査した上で、適切に供給されるよう所要の措置(復興公営住宅との合築の助成を含む)を講じること。併せて、家庭菜園等の農作業を行える措置も講じること。

3 長期避難者向けの福祉、医療などの施設について、受入先での避難元自治体の整備・運営に関する支援を強化すること

長期避難者に対する福祉、医療等のサービスで、大震災以前に、避難元自治体において、提供されていたもの、提供される計画があったものについては、受入先においても、できるだけそのサービスが提供されるよう環境を整備することが望まれる。

これらのサービスの多くは、現在、原発避難者特例法に基づく受入自治体の特例事務として提供されているが、復興公営住宅や自立再建住宅の建設が進み、多くの長期避難者が本格的に暮らすことになる受入自治体においては、避難元自治体による福祉、医療等のサービスの提供が課題である。

このため、避難元自治体が、受入先において、大震災以前のサービス水準の確保を目的に計画する施設が円滑に整備できるよう、国、県、関係自治体で構成する「長期避難者の生活拠点の検討のための協議会」などにおいて、協議を進めるとともに、国において、建設だけでなく運営面を含めた所要の財政支援を講じること。

4 地縁性に配慮した良好なコミュニティの形成のため、復興公営住宅及び自立再建住宅への入居方式等を工夫すること

避難前の人間関係や、避難先で形成された人間関係がないと日常生活に困難をきたす居住者も数多い。このことから、復興公営住宅及び自力再建住宅への入居等に当たって、一緒に移り住みたい世帯は、同じ団地に一緒に移住できるよう配慮すること。

また、団地の空間計画に当たっては、スムーズな自治会運営が可能なように、班単位(11 - 14 軒程度)の住戸のまとまりを重視し、回覧板の流通、共用部の清掃、自治会役員の選出といった、基幹的コミュニティ活動が円滑に進むような空間計画を重視すること。

この際、一班の中が同じような家族構成ばかりにならないように、一班内の住戸の間取りに多様性をもたせることや、班で共用できる空間を確保すること。

更に、当該団地と周辺住民との交流を促進するためのプログラム作成や運営のためのコンサルタント派遣等の人的支援を行うこと。

また、復興公営住宅や自力再建住宅の居住者が故郷への帰還を果たすまでの間、当該住宅団地周辺にその親族の遺骨を納める納骨堂などの施設確保等に配慮すること。